

## 議案第 1 号

我孫子市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

我孫子市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 8 月 3 0 日提出

我孫子市長 星 野 順一郎

### 提案理由

印鑑登録証明書について、令和 4 年 1 月 4 日からマイナンバーカードを使用してコンビニエンスストア等の端末機により交付を受けられることとするとともに、条文を整備するため提案するものです。

我孫子市印鑑条例の一部を改正する条例

我孫子市印鑑条例(昭和54年条例第22号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><b>第12条 削除</b></p> <p>(代理人による申請等)</p> <p>第15条 登録申請者又は印鑑登録者は、第4条第2項に規定する回答書の持参、第8条に規定する印鑑登録証の受領及び第9条から<b>第11条</b>までの規定による申請等を自ら行うことができないときは、委任の旨を証する書面を添えて、代理人により行うことができる。</p> <p>(印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、印鑑</p>	<p><u>(印鑑登録原票登録事項変更の届出)</u></p> <p><b>第12条</b> 印鑑登録者は、第7条に規定する印鑑登録原票の登録事項(印影を除く。)について変更しようとするときは、印鑑登録証を添えて、<u>印鑑登録原票登録事項変更届によりその旨を市長に届け出なければならない。ただし、次条に規定する市長の職権による修正に係る届出等を行った場合は、この限りでない。</u></p> <p>(代理人による申請等)</p> <p>第15条 登録申請者又は印鑑登録者は、第4条第2項に規定する回答書の持参、第8条に規定する印鑑登録証の受領及び第9条から<b>第12条</b>までの規定による申請等を自ら行うことができないときは、委任の旨を証する書面を添えて、代理人により行うことができる。</p> <p>(印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、印鑑</p>

登録者は、自ら本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項の利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）を使用して暗証番号その他必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

登録者は、自ら本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機に、印鑑登録証を使用して暗証番号その他必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

（暗証番号の登録）

第18条 前条第3項の規定により印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けようとする者は、あらかじめ自ら市長に暗証番号の登録の申請をしなければならない。

2 第4条の規定は、暗証番号の登録の申請の確認について準用する。この場合において、同条第1項中「前条の印鑑登録」とあるのは「第18条第1項に規定する暗証番号の登録」と、「登録申請者」とあるのは「暗証番号の登録の申請者」と、同条第2項中「登録申請者」とあるのは「暗証番号の登録の申請者」と、同条第

3 項中「印鑑の登録」とあるのは「暗証番号の登録」と読み替えるものとする。

3 市長は、前項において準用する第4条第1項及び第2項の規定による確認をしたときは、当該暗証番号を登録するものとする。

(暗証番号の登録の変更)

第19条 前条第3項の規定により暗証番号の登録を受けた印鑑登録者（以下「暗証番号登録者」という。）は、当該暗証番号の登録を変更しようとするときは、自ら市長に当該暗証番号の登録の変更の申請をしなければならない。

2 第4条の規定は、暗証番号の登録の変更の申請の確認について準用する。この場合において、同条第1項中「前条の印鑑登録」とあるのは「第19条第1項に規定する暗証番号の登録の変更」と、「登録申請者」とあるのは「暗証番号の登録の変更の申請者」と、同条第2項中「登録申請者」とあるのは「暗証番号の登録の変更の申請者」と、同条第3項中「印鑑の登録」とあるのは「暗証番号の登録の変更」と読み替えるものとする。

3 市長は、前項において準用する第4条第1項及び第2項の規定による

確認をしたときは、当該暗証番号の登録を変更するものとする。

(暗証番号の登録の廃止)

第20条 暗証番号登録者は、当該暗証番号の登録を廃止しようとするときは、自ら市長に当該暗証番号の登録の廃止の届出をしなければならない。

2 市長は、前項に規定する届出があつたときは、当該暗証番号の登録を抹消するものとする。

第18条 略

第19条 略

第20条 略

第21条 略

第21条 略

第22条 略

第23条 略

第24条 略

#### 附 則

この条例は、令和4年1月4日から施行する。